

大阪府における少子化対策調査研究事業 委託仕様書

1. 委託事業名

大阪府における少子化対策調査研究事業

2. 目的及び事業概要

大阪府は全国平均よりも合計特殊出生率が低く、少子化に歯止めがかかっておらず、国をはじめ、大阪府や府内自治体も様々な取組を実施していますが、具体的かつ効果的な解決策は見つかっていない状況です。

このような中、諸外国・他都道府県の少子化の状況や生活・社会環境を参考に、大阪府における少子化傾向の反転等に向けた課題を整理し、大阪府独自の対応策を検討する業務を行います。

3. 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4. 委託上限額

30,000,000円（税込） ※本事業を実施するすべての経費を含む。

5. 事業内容及び提案を求める事項

上記2の目的を果たすため、本事業で実施する業務は、次の（1）～（3）とする。なお、業務の実施にあたっては、大阪府と十分に協議・調整し、承認を得ること。

（1） 大阪固有の課題分析及び諸外国・他自治体等の事例に係る調査

大阪固有の少子化傾向の反転に向けた課題（少子化傾向の反転だけでなく人口減少社会を踏まえた社会・経済構造の変革に向けた課題も併せて提案することも可。）や諸外国・他自治体・民間における少子化対策に係る先進事例等を総括的かつ科学的に調査分析すること。

（提案を求める内容）

- ① 調査分析の進め方・手法・内容（調査項目、調査対象等）について、既存調査の活用ではなく、独自の知見やノウハウを活かして具体的に提案すること。

（2） 大阪の少子化解消に向けた実効性のある効果的な施策の考案

（1）で整理した課題を踏まえ、今後の大阪の少子化傾向の反転に向けた実効性のある効果的な施策（少子化傾向の反転だけでなく人口減少社会を踏まえた社会・経済構造の変革に向けた実効性のある効果的な施策も併せて提案することも可。）について複数検討すること。

（留意点）

- ・提案にあたっては、国、大阪府、府内市町村の既存の取組みを踏まえ、類似しないよう検討すること。
- ・課題整理・施策の検討にあたっては仮説（ロジックモデル等）を立てた上で、アンケート・統計的分析等の実施により、仮設のフィジビリティを検証すること。
- ・大阪府が民間企業・団体や大学等と連携できる可能性を最大限考慮すること。

- ・広域自治体である大阪府において今後の施策として検討するため、短期的・中期的・長期的な視点を踏まえ、実現に向けた具体的なプロセス、予算規模や事業成果（アウトプット）を考慮すること。

（提案を求める内容）

- ① 取組みの考察について、独自の知見やノウハウを活かして新規性・実現可能性が高く具体的に仮説（ロジックモデル等）・アプローチを提案すること。

- ・施策を実施した際に少子化に与える効果（アウトカム）について、科学的にシミュレーションを実施して検証すること。

（3） 事業実施体制等の策定

（1）～（2）について、契約期間内に計画的かつ効率的に進行できるよう計画を立てて進行管理を行うこと。

（提案を求める内容）

- ① 事業実施体制を提案すること。なお、事業全体を総括する責任者について、既に決定している場合は明記（所属、役職、業務実績等）し、未定の場合についても、想定している人材の専門分野等に関して提案すること。
- ② 6. ウに示す成果物の提出も含めた事業全体のスケジュール及び上記（1）～（2）の業務ごとの想定スケジュールについて表形式で提案すること。
- ③ 本事業を受託するにあたっての提案事業者の強み（類似の調査分析業務の実績、企業ネットワーク等）を記載すること。
- ④ 有識者等で構成される委員会の運営や有識者等へのヒアリングの実施など専門的見地から調査分析・施策の妥当性等の検証手法を具体的に提案すること。
- ⑤ その他、本事業を効果的・効率的に実施するための取組みについて提案すること。

6. 事業全体に係る留意点

ア 委託における留意事項について

- ・受託者は、契約締結後、事業の実施・変更に際しては、大阪府の指示に従うこと。
- ・受託者は、業務の具体的な内容については、大阪府と協議し、承認を得た上で決定すること。
- ・受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- ・受託者は、大阪府と協議の上、契約締結までに業務実施計画書を提出すること。
- ・受託者は、会計に関する諸記録を整備し、事業年度終了後5年間保存すること。

イ 実施状況の報告について

- ・受託者は、契約締結後、原則月に1回、本委託事業の作業・スケジュール進捗が分かる資料等を書面にて、大阪府に報告すること。
- ・大阪府から受託者に対し、必要に応じて事業内容等について随時報告を求めることがあるので、速やかに対応すること。

ウ 成果物の提出について

以下の成果物を、指定期限までに納品すること。

① 中間報告

本事業は、大阪府が令和8年度の予算要求の検討につなげるため、受託者は、令和7年7月中旬までに、それまでに実施した調査結果や検討状況の概要（任意様式）2部を大阪府に提出すること。なお、成果物は、印刷物の外、電子データでも提出すること。

② 最終報告書

受託者は、令和8年2月末までに、下記成果物を提出すること。

- (i) 最終報告書概要版 (A3カラー軽印刷) 2部
- (ii) 最終報告書詳細版 (A4カラー軽印刷) 2部
- (iii) 電子データ格納CD-R 1枚

※CD-Rには本事業で実施した調査・分析など一式(収集したデータそのものを含む)及び最終報告書データを格納すること。

エ 物品等の購入について

業務に伴う物品購入や印刷物等は、大阪府グリーン調達方針に適合するものであること。

(参考：<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenchotatsu.html>)

オ 著作権及び使用料について

- ・成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は大阪府が保有する。
- ・成果物に含まれる受託者または第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
- ・納入される成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。また、本事業に係る一切の著作権及び使用料等の費用についてはすべて委託金額内に含むものとする。
- ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。

7. 再委託

再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、大阪府と協議し、承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。

- ア 業務の主要な部分を再委託すること。
- イ 契約金額の相当部分を再委託すること。
- ウ 公募型プロポーザルにおける他の入札参加者に再委託すること。
- エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

8. その他

- ・本委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、大阪府と受託者で協議し、承認を得た上で、業務を遂行する。
- ・企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。